

奈良県告示第百三十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十六年七月四日

奈良県知事 荒井正吾

一 徴収を委託した歳入

奈良県新公会堂条例（昭和六十三年十月奈良県条例第十一号）別表の一の表駐車場の項に規定する使用料

二 受託者の名称及び所在地

名称 南都ビルサービス株式会社

所在地 奈良市芝辻町四丁目六番地の二

三 委託事務の取扱期間

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで